

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 105-8477  
(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん  
住所 東京都港区虎ノ門 3-4-7  
(ふりがな) でいーでいーあいぼけつとかぶしきがいしや  
氏名 デイデーアイポケット株式会社  
(ふりがな) やました たけお  
代表者氏名 代表取締役社長 山下 孟男

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

無線局数の爆発的増加等、電波利用を巡る社会的状況の変化の中、本研究会で電波利用料制度見直しを含めた検討を実施していることは有意義なことと考えます。また、今回このような意見募集の場を提供頂き感謝申し上げます。以下に弊社の意見を記述致します。

1) 新たな電波利用料制度のあり方について

1-1) 電波利用料の負担割合について

電波利用料の総額に占める携帯電話事業者、PHS事業者の負担割合が8割以上となっております。公平性の観点から、負担のバランスを見直すべきと考えます。

1-2) 電波利用料の使途について

電波利用料は本来、電波利用の秩序を保つためを目的とし電波監視や電波監理のシステムを構築するため利用者から共益費として徴収したのですが、下図のとおり、最近はその使途が大幅に拡大されており、今後電波利用料の徴収額がさらに増大する可能性があります。この懸念を取り除くため、電波利用料の使途の範囲、規模（徴収総額）を明確に限定し、法令に規定することが必要と考えます。

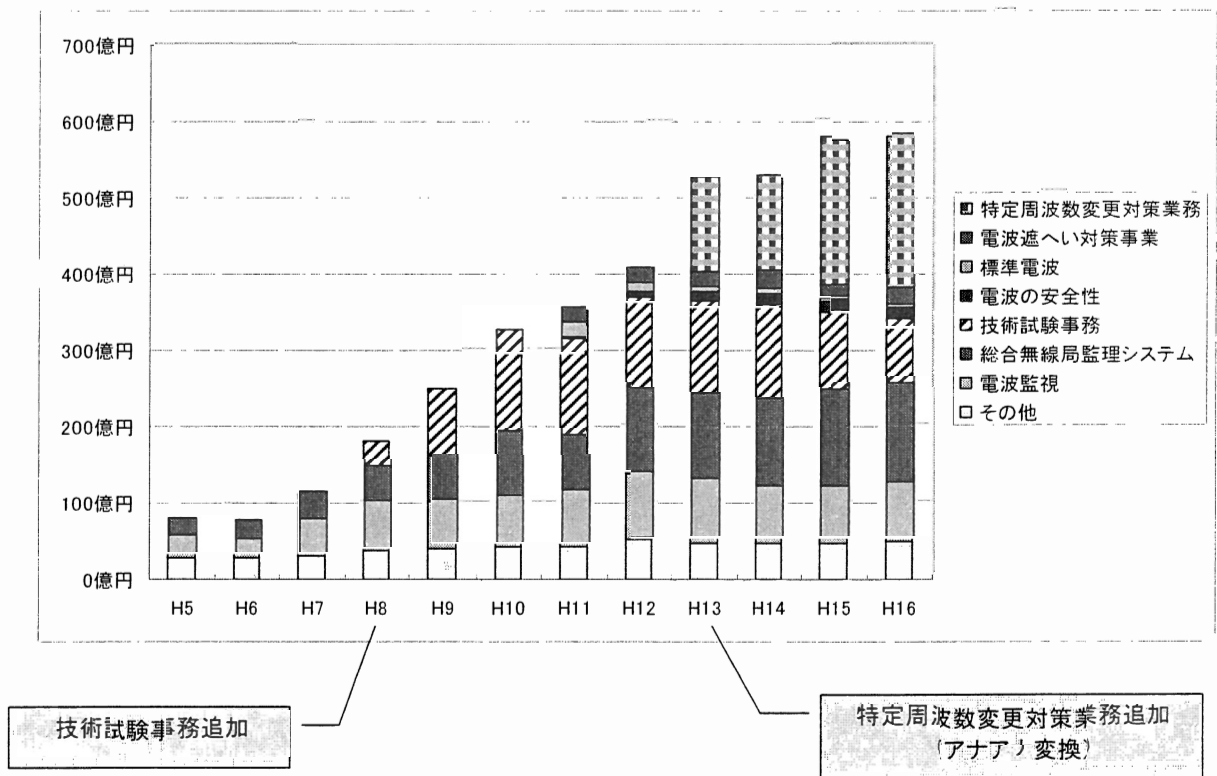


図 電波利用料歳出予算推移

## 2) 経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定について

電波を利用できる環境を整備構築するために必要な経費について、電波利用者が応分の負担をするという考え方は適当であり、電波利用共益費を徴収するという現行の性格であるモデル1（手数料としての性格）は維持すべきと考えます。しかしながら、受益と負担の関係がアンバランスになっていることから、電波の利用実態に合わせて部分的な見直しは必要と考えます。特に電波の有効利用へのインセンティブが働く仕組みが必要と考え、モデル2（使用料としての性格）の性格も併せ持つとの考え方には賛同いたします。なお、モデル2（使用料としての性格）を併せ持つ場合においても、用途の範囲は、電波利用社会の発展に資する施策の範囲内とするべきと考えます。

モデル1の手数料としての性格に相当する部分（共益費用）については、現行の算定方法を引き続き活用していくことが適当とありますが、この部分でも電波監視等においては帯域幅や空中線電力等の量的要素により掛かるコストが異なるため、量的要素を勘案すべきと考えます。例えば、現在の制度では、基地局の場合一律 5500 円の電波利用料となっておりますが、同じ基地局でも数 10W の空中線電力で 10km 程度のエリアをカバーする基地局がある一方、数 100mW 程度の空中線電力で数 100m 程度のエリアをカバーする基地局もあります。同じ基地局であっても、電波監視等で必要なコストは異なることは明らかです。

以上